

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

## 厚生常任委員会資料

(令和4年6月24日付託分)

### 附属資料

健康医療局

## 目 次

ページ

- 1 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例 新旧対照表…………… 1
- 2 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画 新旧対照表…………… 2

1 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、<u>脳神経外科及び総合診療を担う診療科</u>（第5号においてこれらを「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>キャリア形成卒前支援プラン 地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じ、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、及び地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることができるよう支援することを目的として県が定める計画をいう。</u></p> <p>(7)・(8) (略) (修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>キャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科_____及び総合診療を担う診療科（第5号において_____「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(2)～(5) (略) (新設)</p> <p>(6)・(7) (略) (修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。</p> <p>(1)～(3) (略) (新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

2 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画 新旧対照表

変更後			現行		
第9 料金に関する事項 1 診療料等 病院の診療料その他の諸料金(以下「診療料等」という。)の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。) (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合			第9 料金に関する事項 1 診療料等 病院の診療料その他の諸料金(以下「診療料等」という。)の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。) (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合		
種別		金額	種別		金額
診療	(略)	(略)	診療	(略)	(略)
評価療養及び選定療養に係る保険外負担	(略)	(略)	評価療養及び選定療養に係る保険外負担	(略)	(略)
	非紹介患者の初診	1件につき <u>7,000円</u> を超えない範囲内で理事長が定める額		非紹介患者の初診	1件につき <u>5,000円</u> を超えない範囲内で理事長が定める額
	紹介済患者の再診	1件につき <u>3,000円</u> を超えない範囲内で理事長が定める額		紹介済患者の再診	1件につき <u>2,500円</u> を超えない範囲内で理事長が定める額
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		